



# 情報



## 新入学生用品費の入学前支給

次の条件を満たす方に「新入学生用品費」を入学前の3月に支給します。

- 条件 (1) から (3) すべてを満たす方
- お子さまが本市に住所を有し、令和5年4月に公立の小・中学校に入学予定の方
  - 生活保護法に規定する要保護者（生活保護者に準ずる程度に困窮している方（世帯の所得により審査があるため、受給できない場合があります）
  - 生活保護を受けていない方

### 申請方法

令和5年1月27日(金)までに申請書を提出してください。

詳しくは、学校教育課（東館3階）へ問い合わせください。

問い合わせ	学校教育課 ☎ 22-2273 FAX 22-2270
-------	--------------------------------

## ファミリー・サポート・センター 会員募集

子どもを「預かってほしい人」と「預かることができる人」がお互いに助け合う会員組織で、会員相互の信頼と理解による援助により、仕事と育児の両立を応援する事業です。

### 会員種別

- 依頼会員（預かってほしい人）
- 提供会員（預かることができる人）
- 両方会員（依頼も提供もしたい人）

### 報酬基準（1時間）

- 月曜日～金曜日  
午前7時から午後9時まで 700円
- 土曜日、日曜日、祝日、年末年始、および上記以外の時間 800円



市ホームページ  
二次元コード

問い合わせ	ファミリー・サポート・センター (日本フネ市民プラザ4階ちびっこプラザ内) ☎ 22-2440 FAX 22-2241 子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245
-------	--

## 市営住宅入居者募集（随時公募）

物価高騰などによる家計負担の増加に対する住居支援のため、市営住宅の入居について随時募集を行います。

### 募集住宅および予定戸数

牛島第3団地（鴨島）	1戸
ほたる川第2団地（山川）	1戸
川俣団地（美郷）	1戸

### 家賃 収入に応じて決定

### 受付期間 12月21日(水)～27日(火)

（土・日を除く午前9時から午後5時まで）

### 選考方法 先着順

### 入居予定日 令和5年2月1日(火)

※入居条件があり、申込書が必要です。また、警察から暴力団と認定された方は入居できません。※詳しくは、問い合わせください。

問い合わせ 申し込み	都市計画住宅課 ☎ 22-2225 FAX 22-2246
---------------	----------------------------------

## 『八坂児童館』指定管理者募集

### 応募資格

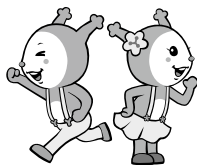
徳島県内に事業所を置く法人または団体

### 指定管理期間

令和5年4月1日～  
令和9年3月31日まで（4年間）

### 応募期限

令和5年1月11日(火)まで  
※詳細については市ホームページをご覧ください。



問い合わせ 申し込み	子育て支援課 ☎ 22-2266 FAX 22-2245 ホームページアドレス <a href="https://www.city.yoshinogawa.lg.jp">https://www.city.yoshinogawa.lg.jp</a>
---------------	--

## 住宅の耐震改修工事・バリアフリー改修工事・省エネ改修工事を行った場合、固定資産税を減額します

### ●住宅の耐震改修工事

令和4年12月31日までに、一定の耐震改修工事が行われた住宅について、120㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/2減額します。

### ●家屋要件

昭和57年1月1日以前から所在する既存の住宅

### ●耐震改修工事要件

現行の耐震基準に適合する50万円を超える耐震改修工事であること

### ●減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- 耐震基準適合証明書（建築官繕室（東館2階）または建築士などによる証明）
- 領収書などの写し
- 平面図

### ●バリアフリー改修工事

令和4年12月31日までに、

### 一定のバリアフリー改修工事が行われた住宅について、100㎡までを限度として、翌年度分の税額を1/3減額します。

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度は対象となりません。

### ●家屋要件

新築された日から10年以上経過した住宅で次の全てに該当するもの

- 床面積が50㎡以上
- 居住部分の床面積の割合が1/2以上
- 貸屋部分以外に居住部分を要すること

### ●居住者要件

次のいずれかの方が居住していること

- 65歳以上の方
- 要介護認定または要支援認定を受けている方
- 障がい者の方

### ●バリアフリー改修工事要件

次の改修工事で、工事に要した費用が補助金を除き

50万円を超えるものであること

- 廊下の拡幅
- 階段の勾配の緩和
- 浴室の改良
- 便所の改良
- 手すりの取り付け
- 床の段差の解消
- 出入口の戸を改良
- 床表面の滑り止め化



### ●減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- 工事明細書の写し
- 領収書などの写し
- 写真（改修前・後）
- 平面図
- 補助金などの支給および交付決定通知書の写し
- 要介護認定または要支援認定を受けている方、障がい者の方が居住している場合は各

種手帳の写し  
※工事内容を示す書類は、建築士、登録住宅性能評価機関などによる証明で代替可。

後日、工事内容などを書類で確認できない場合は、現地調査を実施します。

### ●省エネ改修工事

令和4年12月31日までに、一定の省エネ改修工事（熱損失防止改修工事）が行われた住宅について、120㎡までを限度として翌年度分の税額を1/3減額します。

※長期優良住宅認定通知書の添付がある場合は、減額が2/3になります。

※新築住宅特例や耐震改修特例の対象年度は、対象となりません。

### ●家屋要件

平成26年4月1日以前から所在する既存の住宅で次の全てに該当するもの

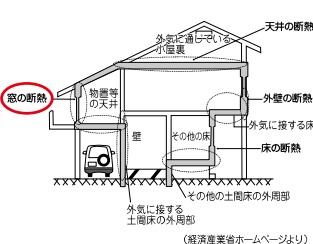
- 床面積が50㎡以上
- 居住部分の床面積の割合が1/2以上
- 貸屋部分以外に居住部分を要すること

### ●省エネ改修工事要件

現行の省エネ基準に適合する次の改修工事で、工事に要

した費用が補助金を除き60万円を超えるものであること

- 窓の改修工事（必須）
- 床の断熱改修工事
- 天井の断熱改修工事
- 壁の断熱改修工事



(省資源業協ホームページより)

### ●減額申請手続き

次の関係書類を添えて改修工事後3カ月以内に所定の申告書を提出してください。

- 熱損失防止改修工事証明書（建築士、指定確認検査機関または、登録住宅性能評価機関による証明）
- 領収書などの写し

### 問い合わせ

税務課 資産税係  
☎ 22-2215  
FAX 22-2247